

# 令和7年度版

## 労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表(例示)

賃金総額に算入するもの

賃金総額に算入しないもの

<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本給・固定給等基本賃金</li> <li>○超過勤務手当・深夜手当・休日手当等</li> <li>○扶養手当・子供手当・家族手当等</li> <li>○宿、日直手当</li> <li>○役職手当・管理職手当等</li> <li>○地域手当</li> <li>○住宅手当</li> <li>○教育手当</li> <li>○単身赴任手当</li> <li>○技能手当</li> <li>○特殊作業手当</li> <li>○奨励手当</li> <li>○物価手当</li> <li>○調整手当</li> <li>○賞与</li> <li>○通勤手当</li> <li>○定期券・回数券等</li> <li>○休業手当(労働基準法第26条の規定に基づくもの)</li> <li>○雇用保険料その他社会保障料(労働者の負担分を事業主が負担する場合)</li> <li>○住居の利益(住宅等の貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合)</li> <li>○いわゆる前払い退職金(労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乘せするなど前払いされるもの)</li> <li>○社会保険適用促進手当(短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保障に加入するに当たり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給するもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休業補償費(業務災害、通勤災害に係るもの)</li> <li>○結婚祝い金</li> <li>○死亡弔慰金</li> <li>○災害見舞金</li> <li>○増資記念品代</li> <li>○私傷病見舞金</li> <li>○解雇予告手当(労働基準法第20条の規定に基づくもの)</li> <li>○年功慰労金</li> <li>○出張旅費・宿泊費・赴任手当等(実費弁償的なもの)</li> <li>○制服</li> <li>○会社が全額負担する生命保険の掛金</li> <li>○財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等(労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等)</li> <li>○創立記念日等の祝金(恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合を除く)</li> <li>○チャップ(奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く)</li> <li>○住居の利益(一部の社員に住宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合)</li> <li>○退職金(退職を事由として支払われるものであって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの)</li> </ul>
--	---

雇用保険率表(令和7年4月1日現在)

事業の種類	令和6年度(確定保険料の計算に使用)		令和7年度(概算保険料の計算に使用)			
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000	5.5/1000	9/1000	14.5/1000
農林水産※ 清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000	6.5/1000	10/1000	16.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000	6.5/1000	11/1000	17.5/1000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

労災保険率表(令和7年4月1日現在)

事業の種類/分類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	52/1,000
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000
	21	金網漁業・非金網漁業(石灰石鉱業又はトロンブ鉱業を除く。)	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はトロンブ鉱業	13/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
	31	水力発電施設、すい道等新設事業	34/1,000
	32	送配線新設事業	11/1,000
	33	舗装工事業	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
	35	建築事業(既設建築物改修工事業を除く。)	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000
	41	食料品製造業	5.5/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセラミックス製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料製品製造業(鋳物業を除く。)	5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	9/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000
	58	輸送用機械器具製造業又は修理業	4/1,000
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5/1,000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000
	61	その他の製造業	6/1,000
	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	8.5/1,000
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000
運輸業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
	95	農業又は海面漁業以外の鉱業	13/1,000
	91	沼掘、火葬又はごみ等の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消火又は守衛隊隊の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
	94	その他の各種事業	3/1,000
電気、ガス、水道、又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
その他の事業	90	郵政所有者の事業	42/1,000

## 令和7年度の労働保険料等の申告・納付は7月10日までに

○年度更新とは

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）の保険料は年度ごとに、あらかじめ概算で申告・納付し、翌年度に確定精算することになっているため、事業主の皆様には、当年度の概算保険料と前年度の確定保険料等を併せて申告・納付していただくことになります。この手続きを「年度更新」といいます。

○令和7年度の年度更新期間

6月2日（月）～7月10日（木）までとなります。

\*期限までに保険料の申告・納付を行わないと追徴金や延滞金を徴収されることがあります。

○労働保険料の算出方法

労働保険料の額は、原則として以下により算出されます。

**「全ての労働者に支払った賃金の額（賃金総額）」×「保険料率」**  
※雇用保険については、被保険者でない者の賃金は除かれます。

保険料の申告・納付に当たっては、次の事項に留意してください。

### 保険料等算定に当たっての留意事項

＝労働者＝

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。

○雇用保険の対象とならない労働者について

労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等雇用形態にかかわらず、原則として雇用保険の対象（被保険者）となります。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、**雇用保険の被保険者に該当しない**ので、雇用保険に係る保険料の算定基礎額から除外されます。

- ・1週間の所定労働時間が20時間未満、又は31日以上上の雇用見込みがない者（65歳以上の複数就業者であって雇用保険法第37条の5により被保険者となった場合を除く）
- ・昼間学生
- ・4ヶ月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者
- ・日雇労働被保険者とならない日雇労働者
- ・国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規程等により支給を受ける諸給与の内容が雇用保険の失業給付の内容を

超える者

○法人の取締役などの地位にある者の取扱い

原則として労働者には該当しません。以下の者は一般的に労働者となります。

- ・労災保険については、業務執行権のない者で、業務執行権のある取締役などの指揮監督を受けて労働に従事し、賃金を得ている者
- ・雇用保険については、取締役であっても同時に部長、支店長など従業員としての身分を有している者で、報酬などの面からみて労働者の性格の強い者

＝賃金総額＝

労働保険料等の算定基礎となる賃金については、**表面「労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表（例示）」を参照**してください。

なお、建設の事業、立木の伐採の事業など一部の事業については、労災保険に限り賃金総額の特例が認められています。

＝保険料率（令和7年4月1日現在）＝

保険料率はそれぞれ事業の種類ごとに、労災保険率は54、雇用保険率は3つの区分に分類されて定められています。それぞれの事業の保険料率については、**表面「労災保険率表」及び「雇用保険率表」を参照**してください。

保険料の申告・納付に当たっては、事業内容などから現在適用されている保険料率が適正であるか否かを確認してください。

また労災保険率のみ、一定規模以上の事業については、労災保険の業務災害に係る保険給付額等に応じて労災保険率を増減する制度（いわゆる「メリット制」）があります。

＝雇用保険の被保険者負担額＝

雇用保険の被保険者が負担する雇用保険料額は、以下のとおりです。

**（被保険者の賃金総額）×（被保険者負担率※）**

※具体的な率は表面「雇用保険率表」でご確認ください。

被保険者負担分の雇用保険料額に1円未満の端数が生じたとき、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。ただし、慣習的な取扱いはある場合には、この限りではありません。

- ・被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合  
50銭以下は切り捨て、50銭1厘以上は切り上げとなります。
- ・被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合  
50銭未満は切り捨て、50銭以上は切り上げとなります。

＝一般拠出金＝

一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、**事業主の皆様にご負担いただくもの**です。

一般拠出金の納付は、労働保険の確定保険料の申告に併せて、申告・納付します。

- ・**一般拠出金率は、業種を問わず一律1000分の0.02**です。
- ・一般拠出金率にはメリット料率の適用はありません。
- ・一般拠出金には、概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。また、延納（分割納付）はできません。

＝保険料の納付（分割納付）＝

保険料の納期限は、原則として7月10日ですが、概算保険料額が40万円（労災保険又は雇用保険のいずれかのみ）の保険関係が成立している事業については20万円以上で、**延納（分割納付）を申請した場合**には、3期に分けて納付することができます。なお、3期に分けて納付する場合の納期限は以下のとおりです。

納期限	労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託している場合
1期	令和7年7月10日
2期	令和7年10月31日
3期	令和7年11月14日
	令和8年2月16日

＝口座振替納付＝

口座振替の手続をしている継続事業（一括有期事業を含む。）については、次の振替日に口座振替を行います。

	振替日
全期（延納しない場合）	令和7年9月8日
1期（延納する場合）	令和7年11月14日
2期	令和8年2月16日
3期	

年度更新期間内に保険料等の申告がないと、全期・1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんので、留意してください。

※申告・納付期日である令和7年7月10日（木）は、都道府県労働局・労働基準監督署・金融機関・郵便局窓口が大変混雑することが予想されますので、余裕を持った申告・納付をお願いします。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所にお尋ねください。